

「会則の一部修正」(案)

【修正事項】 会則 第2条 事業項目(1)、(2)、(3)

【修正理由】 事業項目(1)、(2)、(3)について、委員会が自ら改編などを行うわけではないような記載になっている。分かり易い記載が必要

【修正案】

(目的及び事業)

第 2 条 当委員会は、ICT を利活用し我が国を牽引、成長させることが可能な「高度ICT利活用人材」に関して、クラウドコンピューティング・ビッグデータの導入・利活用に不可欠な人材を育成するため、官民連携によって開発されたクラウド・コンピューティングとビッグデータの育成カリキュラム(教育課程、指導ガイドライン、教材開発ガイドライン等。以下「本カリキュラム」という。)を民間主導で、必要事項の検討、助言、改編に当たっての監修を行うことで、本カリキュラムの普及を促進することを目的とする。また、高度ICT利活用人材育成を加速することで、我が国の社会的課題の解決や国際競争力の強化等に寄与する人材の育成に寄与することを目的として、次の事業を行う。

| 現行記載内容 | 修正案 |
|-------------------|--------------------------------|
| (1)カリキュラム改編 | (1)カリキュラムの改編に対する助言及び監修 |
| (2)テキスト改編 | (2)テキストの改編に対する助言及び監修 |
| (3)カリキュラムの普及・啓発活動 | (3)カリキュラムの普及、啓蒙に関する推進活動の支援及び助言 |

以上